

保発 0913 第 1 号
年管発 0913 第 1 号
令和 4 年 9 月 13 日

地方厚生（支）局長
日本年金機構理事長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長

】 殿

厚生労働省保険局長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省大臣官房年金管理審議官
（ 公 印 省 略 ）

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（通知）

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 129 号。以下「改正省令」という。）（別添）が本日公布され、令和 4 年 10 月 1 日から施行される。

改正省令の内容は下記のとおりであるので、その内容を御了知の上、関係者及び関係団体等への周知を図られるとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきよう取り扱われたい。

記

第 1 改正の趣旨

健康保険、船員保険及び厚生年金保険の適用事務に係る事業主の負担軽減並びに日本年金機構における事務処理の効率化等を図るため、並びに産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例の申出について死産児の御遺族への一層の配慮を図るため、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。）、船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号。以下「船保則」という。）及び厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号。以下「厚年則」という。）について、各種届書の記載事項及び様式に係る所要の改正を行うもの。

第 2 改正の内容

（1）健保則の一部改正（第 1 条関係）

① 任意適用申請書及び任意適用取消申請書関係

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）第 31 条第 1 項の規定による適用事業所としての認可を受けようとする事業主が日本年金機構又は地方厚生局長等に提出する健康保険任意適用申請書（健保則様式第 1 号）について、記載すべき内容の明確化等のため、記載欄の追加等所要の改正を行ったこと。また、健康保険任意適用取消申請書（健保則様式第 2 号）についても同様の改正を行ったこと。

② 口座振替納付の申出関係

健保法第 166 条の規定による保険料の口座振替納付を希望する旨の申出について、健保則第 142 条第 3 号を改正し、当該申出に係る申出書における納入告知書を送付する金融機関の店舗の所在地の記載を不要としたこと。

③ 産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出関係

健保法第 159 条の 3 において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、産前産後休業期間中の保険料の徴収を行わない旨の特例を設けているところ、健保則第 135 条の 2 第 1 項第 7 号を改正し、当該申出に係る申出書における子の氏名の記載を不要としたこと。

(2) 船保則の一部改正（第 2 条関係）

(1) の②及び③に準じた改正を行ったこと。

(3) 厚年則の一部改正（第 3 条関係）

(1) の①から③までに準じた改正を行ったこと。

第 3 施行期日等

(1) 施行期日（附則第 1 条関係）

改正省令は、令和 4 年 10 月 1 日から施行するものとする。

(2) 経過措置（附則第 2 条関係）

ア 改正省令の施行の際現にある改正省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式によるものとみなすこと。

イ 改正省令の施行の際現にある旧様式にある用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。